

## 理事の職務権限規程

### 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人たかまつ讃岐てらす財団（以下「当財団」という。）の定款第25条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、公益法人としての業務の適法、かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の遵守)

**第2条** 理事は、法令、定款及び当財団が定める規程等を遵守し、誠実にその職務を遂行し、協力して、定款に定める当財団の目的の遂行に寄与しなければならない。

### 第2章 理事の職務権限

(理事)

**第3条** 理事は理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、当財団の業務の執行の決定に参画する。

(代表理事)

**第4条** 代表理事の職務権限は、別表1に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 当財団を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 自己の職務の執行状況について、定款第25条3項の規定に従い、理事会に報告する。
- (4) 副代表理事および業務執行理事を、理事会の承認を得て任免する。

(副代表理事)

**第5条** 副代表理事の職務権限は、別表1に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事を補佐し、当財団の業務を執行する。
- (2) 代表理事に事故があるとき又は欠けたときは、代表理事の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(業務執行理事)

**第6条** 業務執行理事の職務権限は、別表1に掲げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事及び副代表理事を補佐し、当財団の業務を執行する。
- (2) 代表理事及び副代表理事に事故があるとき又は欠けたときは、代表理事の業務執行に係る職務を代行する。
- (3) 毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

### 第3章 補 則

(細則)

**第7条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

**第8条** この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、2024年8月1日より施行する。(2024年6月19日理事会決議)

(別表1) 理事の職務権限

決裁事項		決裁権者		
		代表理事	副代表理事	業務執行理事
経営	1. 事業計画及び予算の案の作成に関する事	○		
	2. 事業報告及び決算の案の作成に関する事	○		
	3. 人事及び給与制度の立案に関する事	○		
	4. 重要な使用人以外の者の任用に関する事	○		
契約	5. 契約の締結	○		
支出	6. 契約金額の範囲内の支出		○	○
	7. 当財団の諸規程・諸規則・諸要項に基づく支出または日常業務に必要な支出（旅費交通費等）			○
	8. 7.以外の支出で、一件につき3万円以上の支出	○	○	
	9. 7.以外の支出で、一件につき3万円未満の支出			○
基金	10. 冠基金の設置に関する事	○		
	11. テーマ指定基金の設置に関する事	○		
助成	12. 助成要項の作成と決定に関する事	○		
	13. 助成金交付決定に関する事	○		
	14. 助成金の交付に関する事で、すでに助成金交付決裁後の助成金交付（随時交付など）に関する事		○	○
寄付	15. 特に重要な寄付の受入に関する事	○		
	16. 当財団が行う寄付に関する事	○		
その他事業	17. 研修・イベント等開催事業に関する事			○
	18. 特に重要な事業の実施に関する事	○		
	19. その他事業の実施に関する事		○	○
総務	20. 出張に関する事	○	○	○
	21. 職員の教育・研修に関する事		○	○
	22. 渉外に関する事		○	○
	23. 福利厚生（役員含む）に関する事		○	○
	24. 訴訟に関する事	○		
文書	25. 外部に対する重要文書の発簡	○		
	26. 外部に対する上記以外文書の発簡		○	○

注1) 決裁権者が複数におよぶ決裁事項については、○印のいずれかの者の決裁による。

注2) 本表にかかわらず、副代表理事又は業務執行理事の不在時等、副代表理事又は業務執行理事がその決裁権限を行使できない場合において、代表理事が副代表理事又は業務執行理事に代わり決裁を行うことは差し支えない。

以上